

請戸もの魅力発信業務プロポーザル募集要項

1 要項の目的

本要項は、浪江町が実施する「請戸もの魅力発信業務」の最も適した受託者を選定するために行うプロポーザルについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

請戸もの … 請戸漁港近海で水揚げされる水産物の呼称。請戸漁港近海は、北の海からくる冷たい親潮と南の海からくる温かい黒潮がぶつかる潮目の海であり、水揚げされる水産物は品質の良さから市場から高い評価を受けている。

3 業務の概要

(1) 業務名

請戸もの魅力発信業務

(2) 業務の目的

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、当町の第一次産業を取り巻く環境は依然として厳しいものがある。当町の農林水産物は、食品中における放射性物質の検査は行われており安全性は確認されているものの、福島県産品に対する消費者の不安は十分に払しょくされていない状況である。

町では、令和 5 年度より請戸近海で水揚げされる水産物を「請戸もの」として位置づけ、請戸ものが持つ高品質性と美味しさについて、集客イベントや町内飲食店等と連携した取組み通じて発信し、また、請戸ものロゴマークを選定することによりブランド化の推進に取り組んでいる。

福島第一原子力発電所から最も近い漁港を有する当町では、風評被害の影響を最も受けるものと推察され、請戸ものの魅力を継続的に発信し、町内で水揚げされる海産物の食の安全の確立と風評払拭及び請戸ものの地域ブランド化推進を目的として本業務を実施する。

(3) 委託期間

契約の日から令和9年 3 月 17 日まで

4 委託料の上限額

7,000 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

5 プロポーザルの方法

公募型プロポーザルとする。

6 プロポーザルの趣旨

本プロポーザルは、本業務の実施にあたり必要とされる能力等を有する事業者を選定するために実施するものである。

よって、実際の提案資料については、そのまま採用するものではなく、別途町と詳細について協議したうえで内容を決定し遂行することから、協議の過程において提案内容が変更となる場合もある。

7 応募資格

応募者となる者は以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 公告日から受託候補者決定までにおいて、浪江町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等(平成 20 年 12 月 25 日告示第 68 号)による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 公告日から受託候補者決定までにおいて、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 公告日から過去 5 年間に於いて、本業務と同種・類似の履行実績を有すること。

8 プロポーザルの日程及び提出期限等

(1) スケジュール

項目	日付及び詳細
募集要項の公開	令和8年8月13日(木)から 町ホームページからダウンロードすること。
参加表明書の提出	令和8年8月26日(水)17時まで 必着 第1号様式を1部、事務局へ持参、郵送又はメールにて提出すること。
質問書の提出	令和8年8月26日(水)17時まで 必着 第2号様式により、事務局へ持参、郵送又はメールにて提出すること。 参加表明書を提出した者のみ質問することができる。 原則として、電話等口頭による質問は受け付けない。
質問書への回答	令和8年8月31日(月)までに町ホームページへ掲載する。
申し込み及び企画提案書の提出	令和8年9月14日(月)17時まで 必着 事務局に持参もしくは郵送すること。 郵送の場合は、配達日数等を考慮し、期限までに確実に到着するよう留意すること。 【提出書類】 ①応募申込書(第3号様式) ②誓約書(第4号様式) ③同種・類似業務の受託実績(第5号様式) ④見積書 ⑤企画提案書(企画提案書作成要領による) 【提出部数】 ①～④は1部を提出すること。 ⑤は10部提出すること。
参加表明受理書の通知	令和8年8月31日(月)までにメールにて通知し、後日郵送する。
一次審査結果の通知	令和8年9月18日(金)までにメールにて通知し、後日郵送する。
二次審査日程通知	令和8年9月18日(金)までにメールにて通知し、後日郵送する。 ※一次審査通過者にのみ通知し、実施するものとする。
二次審査実施	令和8年9月29日(火)頃を予定。
二次審査結果通知	令和8年9月30日(水)頃を予定。
契約締結	令和8年10月上旬予定。

なお、審査結果に係るメールの通知を受けた場合、その旨を事務局に報告すること。

(2) 事務局(各種書類提出先)

浪江町 農林水産課 農林水産係

住所 〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

電話 0240-34-0246 メール namie16010@town.namie.lg.jp

9 同種・類似業務の受託実績

(1) 官民を問わず、これまで実施した代表的な同種・類似業務について第 5 号様式に発注者、契約件名、請負金額、契約期間、契約方式、業務内容及び成果を記載し提出すること。なお、代表的な業務は、最大 3 件までとする。

(2) 同種・類似業務における効果・成果が定量的に図れている事業についてはその内容を記載するとともに、契約内容や業務成果が分かる資料等を可能な範囲で添付すること。

10 企画提案書等の内容

応募者は、本業務の実施について「請戸もの魅力発信業務仕様及び企画提案書作成要領」及びそれに付随する資料により企画提案書を作成すること。

11 見積書の作成

(1) 可能な限り詳細な内訳で、かつ内訳は税抜きで記載し、消費税及び地方消費税額と税込金額を記載すること。

(2) 件名は、「請戸もの魅力発信業務委託」とすること。

(3) 宛先は、「浪江町長 吉田 栄光」とすること。

(4) 団体名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

12 審査に関する事項

(1) 受託候補者の審査方法

本事業に対する応募があった場合は、町が設置する審査委員会において書類審査(一次審査)を実施し、評価点数の合計が審査員配点合計の6割以上で、提案企画が特に優れていると判断された高い上位者(3者程度)について、プレゼンテーション審査(二次審査)を行い、二次審査の評価点数が最も高い者を受託候補者とする。ただし、事業者の評価点数が同じ場合は、見積額が安価な事業者を上位とし、さらに見積額が同額の場合は、後日事業者同士による抽選を行い、その順位を決定

する。

また、応募者が 1 者だった場合は、獲得点数の合計が審査員配点合計の 6 割に満たないと受託候補者とししない。

(2) 一次審査

応募のあった企画提案書について、12－(5)－アの審査基準及び配点に基づいて審査し、書類審査の結果、上位者(3 者程度)を選定する。

(3) 二次審査

ア 企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料、模型等の配付は原則として認めない。

イ 発表に際しては、町にてプロジェクター及び接続コード(HDMI コード 1 本)を準備しているため、その他必要機器類を持参すること。

ウ 出席者は 1 事業者につき 3 名以内とする。

エ 1 事業者の持ち時間は 30 分程度(説明 20 分以内、質疑応答 10 分程度)とする。

オ 実施会場及び日時については、別途通知する。

(4) 受託候補者の選定

一次審査において選定した上位者(三者程度)のうちから、企画提案書とプレゼンテーションの内容を下記 12－(5)－ア及びイの審査基準及び配点に基づいて審査し、最も優れていると判断された事業提案者を受託候補者として選定する。なお、二次審査においては、一次審査の際に与えた評価点数については審査に加味せず、二次審査における下記 12－(5)－アの審査基準に基づく企画提案書の評価点については、一次審査の際に与えた評価点とは別に、プレゼンテーションの内容と併せて総合的に企画提案書の内容を再評価した点数を付与する。

(5) 審査基準及び配点

ア 一次審査

審査項目	詳細	配点
業務内容 (配点70点)	(1) 請戸ものを活用したイベントの実施 ・提案された企画内容が、請戸ものの安全性と魅力を最大限に発信できる提案となっているか。 ・主なターゲット層に対して集客力のある提案となっているか。 ・イベント等を通じて、請戸ものの消費拡大等につながる事が期待できる提案となっているか。	30 点

	・主なターゲット層への訴求やイベント集客を最大化させるための効果的な広報提案となっているか。	
	(2) 請戸もののロゴマークを活用した情報発信及び流通促進グッズの作成 ・作成する情報発信及び流通促進グッズが、請戸ものの魅力を発信し、消費拡大等につながることを期待できる提案となっているか。 ・作成する情報発信及び流通促進グッズの用途やターゲット層、配布等の方法、作成数などが適切に計画されているか。	20 点
	事業目的を達成するために、提案者の強みを活かした独自の取組み提案がなされているか。	20 点
業務遂行能力 (配点 40 点)	企画提案どおり業務を遂行するための体制が整っているか。	20 点
	過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。	20 点
合計		110 点

※各審査委員の点数の平均値とする。

イ 二次審査

審査項目	詳細	配点
説明の明確さ (配点 20 点)	説明内容が企画提案書の内容をよく補完していたか。	10 点
	説明はわかりやすい表現となっていたか。	10 点
取組姿勢と対応力 (配点 20 点)	事業を通じた課題解決主体としての当事者性が感じられたか。	10 点
	質問に対する応答が明快かつ迅速であったか。	10 点
合計		40 点

※各審査委員の点数の平均値とする。

(6) 審査結果

ア 審査結果は、応募者に対して書面で通知する。

イ 受託候補者及び審査結果は町ホームページにて公表する。

なお、公表の際は、受託候補者以外の応募者の団体名等は非公表とする。

ウ 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格として審査を実施しない。

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。

(2) 提出書類に不備があると判断した場合。

- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合。
- (5) 本業務の履行が困難であると認められる状況に至った場合。
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義に反する等の行為があり、審査委員会により失格であると認められた場合。

14 契約に関する事項

町は、受託候補者として決定した者と詳細な協議の上、所定の手続きにより委託契約を締結する。この場合において、提案内容の変更も詳細の協議に含まれる。また、受託候補者との協議が不調に終わり、契約締結に至らなかった場合には、次点者を候補者とみなす。

15 その他留意事項

- (1) 提案に必要な費用は、各応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書及び関係書類については返却しない。
- (3) 委託料には、企画立案、現地調査に要する経費及び消耗品等、納入までの一切の経費を含む。
- (4) 応募書類に係る著作権その他の知的財産権(以下、「著作権等」という。)は、応募者に帰属する。ただし、契約締結に至った場合における成果品等に係る著作権等については、町に帰属することとする。
- (5) 応募者は、提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証すること。
- (6) 提案内容について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、応募者は自己の費用及び責任において解決するものとし、かつ、町に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

- (7) 参加申し込み後、企画提案を辞退する場合は、参加辞退届(任意様式)にプロポーザル名称、法人等名称、代表者名、提出日記入の上、提案を辞退する旨を明記して、令和 8 年9月7日(月)17 時までに受付窓口へ持参、郵送又はメールすること。併せて電話で浪江町農林水産課農林水産係に連絡を入れること。